

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 5月17日

照会部署名 東灘年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター 厚生年金適用調査課長 田中 貴

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 清水

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—007	本部受付番号 No. 2010—611
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

任意適用の事業所の代表者の資格取得について

(内容)

アメリカに本社がある事業所が日本に支社を設立し、営業担当者を2名雇うこととした。事業所は法人登記を行わず、個人事業所として新規適用したうえで、2人のうち一人を便宜上の代表者とし、この代表者についても被保険者として資格取得させたいが可能かと社会保険労務士より問い合わせがあった。

ただし、この代表者となる者に命令権はなく、通常は中国在住の役員が3ヶ月に一度日本に来日し、支持を行う。本来、この者が代表者となるべきだと考えられるが、来日が3ヶ月に一度のため、日本で外国人登録を行っていないので、外国人登録原票もなく、代表者となれない。

なお、給与の支払い、その他雑務に関しては本社より依頼を受けた社会保険労務士事務所が行い、従業員二人は営業を行うのみ。

個人事業所の代表者は、通常被保険者となることができないが、命令権もなく、給与の支払い権限もないこの者を、被保険者と資格取得させることはできないか。

また、これと同じケースで神奈川の港北年金事務所と東京の中央年金事務所で同社会保険労務士事務所（[REDACTED]）が届出を提出し、代表者も被保険者として資格取得している。（平成21年12月以前）その際は、資格取得届にアメリカにある本社と代表者である本人との雇用契約書等を添付した。

今回代表者になる予定のものは、被保険者となることを希望しており、現在勤めている会社を5月25日に退職する予定。被保険者として認められないのであれば、任意継続に加入したいということなので早急（回答期限平成22年6月11日）に回答をお願いします。

（ブロック本部回答）

当該疑義照会について、諸規定等において明らかにされていないため、機構本部への照会をお願いいたします。

回答日 平成22年5月24日  
回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ  
回答作成者 マニアルインストラクター（厚生年金適用支援G長）谷 善弘  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

従業員5人未満の個人事業所等が、任意適用を受けるための認可申請を行う場合においては、①認可申請に係る事業所と被保険者となるべき者との使用関係が明確であり、かつ安定していること、②保険料の滞納が生じるおそれがないことなど、その実態を総合的に勘案して判断することが求められる。

また、厚生年金保険法で定める被保険者に該当するか否かについては、国内の適用事業所との常用的使用関係の有無によって判断することになる。

ご照会の事例については、アメリカにある外国法人からの指揮命令を受け、その労働の対償である給与についても当該法人から支給されるものとなっており、当該法人との間にのみ使用関係が存在していると考えるのが妥当であることから、当該事業所については、厚生年金保険法上の適用事業所とはならない。

したがって、ご照会の2名については、いずれも厚生年金保険法の適用を受ける被保険者とはならない。

回答日 平成22年6月3日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
回答作成者 (一般) 村上 泰史  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----